

## 亡くなられた方の情報を遺族の方等が請求する場合に必要な書類

| 亡くなられた方との関係 | 必要書類（ご持参）  | 備考   |
|-------------|--|--|
| (1)配偶者、子、父母 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類<br/>運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。その他は表1をご覧ください。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期限内のものに限ります。</li> </ul>  |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方との続柄が分かる戸籍謄本（ご請求に係る本人が亡くなれたことが戸籍謄本から分からぬ場合には、それが分かる住民票の除票も必要です。）</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーは不可です。</li> <li>・ご請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。</li> </ul> |
| (2)親権者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類<br/>運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。その他は表1をご覧ください。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期限内のものに限ります。</li> </ul>  |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の親権者であつたことが分かる戸籍謄本（ご請求に係る本人が亡くなれたことが戸籍謄本から分からぬ場合には、それが分かる住民票の除票も必要です。）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーは不可です。</li> <li>・ご請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。</li> </ul> |

## 亡くなられた方の情報を遺族の方等が請求する場合に必要な書類

| 亡くなられた方との関係            | 必要書類（ご持参）  | 備考   |
|------------------------|--|--|
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類<br/>運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。その他は表1をご覧ください。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期限内のものに限ります。</li> </ul>  |
| (3)相続人（配偶者、子、父母、親権者以外） | <p>下記いずれか1点以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたものに限ります。）</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・法定相続情報一覧図の写し</li> <li>・相続人にあたることが分かる戸籍謄本（ご請求に係る本人が亡くなられたことが戸籍謄本から分からない場合には、それが分かる住民票の除票も必要です。）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーは不可です。</li> <li>・戸籍謄本、住民票の除票はご請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。</li> </ul> |
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理人自身の本人確認書類（顔写真付きのもの1種類または顔写真なしのもの2種類）<br/>運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。その他は表1をご覧ください。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期限内のものに限ります。</li> </ul>  |
| (4)上記(1)～(3)の法定代理人     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理人であることが分かる登記事項証明書、戸籍謄本など</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーは不可です。</li> <li>・戸籍謄本、住民票の除票はご請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。</li> </ul> |
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)～(3)それぞれで必要な書類（本人確認書類を除く）</li> </ul>  | -  |